

令和4年6月 定例記者会見

と き 令和4年5月30日（月）
午前10時30分から
ところ 市役所 201、202 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 6月定例議会提出案件について
- 4 質疑
- 5 その他

犬 山 市

経営部企画広報課

目 次

1	とびっくす	1
2	6月定例議会日程（案）	2
3	提出案件一覧	3
4	条例案件等	5
5	令和4年度6月補正予算について	9
6	令和4年8月末までの主な行催事	30

特定不妊治療の助成を開始

令和4年度より、特定不妊治療（生殖補助医療）が一般不妊治療と同様に保険適用となったことで、県の特定不妊治療に対する補助がなくなり本人負担が増加する可能性があるため、さらなる支援として特定不妊治療（生殖補助医療）の助成を創設しました。

また、これまでも子育て支援の強化・少子化対策として実施してきた一般不妊治療の助成について、今年度はさらに助成内容を拡充させました。

◆特定不妊治療（生殖補助医療）の助成開始

- ① 特定不妊治療（生殖補助医療）のうち、体外受精、顕微授精、男性不妊治療など保険適用になった治療を、令和4年4月1日以降に開始した人が対象。
- ② 治療開始から終了までの一連の治療を1回とし、1回に必要な自己負担分について助成。
- ③ 1回の助成額は10万円、または自己負担額のいずれか低い方が上限。
- ④ 助成回数については、治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は6回までの治療を対象（最高60万円）とし、治療開始時の妻の年齢が40歳以上かつ43歳未満の場合は、3回までの治療を対象（最高30万円）。
※ 保険適用回数と同様の回数を上限とする。

◆これまでに実施している一般不妊治療助成の拡充

※平成30年度から拡充中

【平成30年度】

- ・助成額
治療費の1/2
(年間4万5千円まで)
- ・助成期間
通算2年間まで
- ・年齢制限
妻の年齢が43歳未満

【令和元年～3年度】

- ・助成額
治療費の1/2
(年間5万円まで)
- ・助成期間
通算2年間まで
- ・年齢制限
妻の年齢が43歳未満

【令和4年度】

- ・助成額
治療費全額(保険適用分)
(年間5万円まで)
- ・助成期間
期間制限なし
- ・年齢制限
年齢制限なし

2 6月定例議会日程（案）

議会期間 22日間 6月3日（金）～6月24日（金）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	6. 3	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明
第 2 日	4	ⓧ		○休 会
第 3 日	5	ⓧ		○休 会
第 4 日	6	月		○精 読
第 5 日	7	火		○精 読
第 6 日	8	水		○精 読
第 7 日	9	木	午前10時	○一般質問
第 8 日	10	金	午前10時	○一般質問
第 9 日	11	ⓧ		○休 会
第 10 日	12	ⓧ		○休 会
第 11 日	13	月	午前10時	○一般質問
第 12 日	14	火	午前10時	○一般質問
第 13 日	15	水	午前10時	○議案質疑
第 14 日	16	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 15 日	17	金		○全員協議会
第 16 日	18	ⓧ		○休 会
第 17 日	19	ⓧ		○休 会
第 18 日	20	月		○部門委員会
第 19 日	21	火		○部門委員会
第 20 日	22	水		○部門委員会
第 21 日	23	木		○休 会
第 22 日	24	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件一覧

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	2 (一部改正2)
4 補正予算	3 (一般会計2、企業会計1)
5 諮 問	1
6 報 告	5
計	11

※上記のほか、補正予算及び水槽付消防ポンプ自動車の取得に係る
案件を追加提案予定

令和4年6月定例議会 提出議案一覧表

令和4年6月3日

第35号議案	犬山市税条例等の一部改正について
第36号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第37号議案	令和4年度犬山市一般会計補正予算（第3号）
第38号議案	令和4年度犬山市一般会計補正予算（第4号）
第39号議案	令和4年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
報告第1号	令和3年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和3年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第3号	令和3年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第4号	令和3年度犬山市土地開発公社決算について
報告第5号	令和4年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

4 条例案件等

◎ 条 例

市民部 税務課

《一部改正》

○ 犬山市税条例等の一部改正について（第35号議案）

【趣旨】

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、犬山市税条例等の一部を改正するもの。

【内容】

＜個人市民税関係＞

① 住宅借入金等特別税額控除の延長等（附則第7条の3の2関連）

住宅ローン減税は、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じた額を、一定期間（10年又は13年）所得税額から控除する制度で、令和4年からこの控除率が1.0%から0.7%に見直されるなどの措置が講じられ、また適用期限が4年間延長された。このことに伴い、所得税額から控除しきれなかった額を個人住民税額から控除する特例（住宅借入金等特別税額控除）についても、下表のとおり令和7年まで4年間延長するもの。

	現行制度	改正後
居住開始年	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
個人住民税 における 控除限度額	最高13.65万円／年	最高9.75万円／年

・影響額等

令和5年度における減収想定額：約9,000万円（継続者及び令和5年度からの新規対象者を含めた控除見込み対象者：約1,800人）

※減収分については、全額国費（地方特例交付金）で補填

（次ページに続く）

② 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

(第31条、第32条の9、附則第16条の3、附則第18条の4の2、附則第18条の4の3関連)

上場株式等の配当所得等は、当該所得が支払われる時点で一定の税率で源泉徴収(天引き)される。その後、当該所得の課税方式について、納税者自身の判断により、源泉徴収で課税を完結させる(①「申告不要方式」)ほか、節税等のために確定申告・市民税申告する(②他の所得と合算する「総合課税方式」又は③他の所得と合算しない「申告分離課税方式」)ことができ、また現在は、所得税と個人住民税とで異なる課税方式(①~③)を選択することができるが、令和6年1月1日以降は、所得税で選択した課税方式を個人住民税にも適用するもの。

・影響額等

令和6年度個人住民税増収見込み額 約4万円

(令和4年度実績ベースで積算)

【施行日】

①は令和5年1月1日、②は令和6年1月1日

《一部改正》

○ 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（第36号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）

【内容】

これまで日本政策金融公庫等が、年金等の受給権を担保として小口の資金の貸付を行う「年金担保貸付制度」を実施していたが、年金受給者の生活を守る観点から、同制度は令和4年3月31日をもって廃止された。

これにより、消防団員等の公務災害により支給される年金等の受給権を担保として年金担保貸付制度を利用することができなくなったため、同制度の利用を想定して設けられた年金等の受給権の担保に関する例外規定を削除するもの。

※ 当市消防団では、これまでに年金担保貸付制度を利用して資金を借入したことのある団員はいないため、改正による影響はない。

【施行日】

公布の日

◎ 諮 問

市民部 市民課

《人権擁護委員》

○ 人権擁護委員の推薦について（諮問第1号）

【趣旨】

人権擁護委員の「岩田 芳子（いわた よしこ）」氏の任期満了（令和4年9月30日）に伴い、同一人を改めて推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもの。

【内容】

再任者として、

住 所 ■

氏 名 岩田 芳子（いわた よしこ）

生年月日 ■

委員の任期については委嘱の日から3年間となる。

5 令和4年度6月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

2億2,478万8千円を増額補正

補正後予算額 → 470億5,508万円
（補正予算前予算と比較して0.48%の増）

一般会計

2億2,378万8千円を増額補正

内訳：第3号 1億5,048万2千円を増額補正
第4号 7,330万6千円を増額補正

補正後予算額 → 269億8,563万8千円
（補正予算前予算と比較して0.83%の増）

特別会計

補正なし

企業会計

100万円を増額補正

補正後予算額 → 57億3,539万7千円
（補正予算前予算と比較して0.01%の増）

令和4年6月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額		補正後の 予算額	
			第3号	第4号		
一般会計	26,413,708	26,761,850	150,482	73,306	26,985,638	
特別 会計	国民健康保険 特別会計	6,899,970	6,899,970		6,899,970	
	犬山城費 特別会計	215,732	215,732		215,732	
	木曾川うかい 事業費特別会計	64,336	64,336		64,336	
	介護保険 特別会計	5,638,920	5,638,920		5,638,920	
	後期高齢者医療 特別会計	1,515,087	1,515,087		1,515,087	
	小計	14,334,045	14,334,045			14,334,045
企業 会計	水道事業会計	1,959,037	1,959,037		1,959,037	
	下水道事業会計	3,775,360	3,775,360		1,000	3,776,360
	小計	5,734,397	5,734,397		1,000	5,735,397
合計	46,482,150	46,830,292	150,482	74,306	47,055,080	

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 一般会計補正予算（第3号）に計上した事業

健康福祉部 福祉課

《一般会計》

○ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業)

補正予算要求額 74,216千円

【補正理由】

令和4年4月26日の閣僚会議において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受給対象に、令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯等を追加することが決定されたため。

～住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について～

- ◆令和3年12月から開始
- ◆1世帯当たり10万円を給付
- ◆今までの支給対象者
 - ① 令和3年度の非課税世帯
令和3年12月10日時点で犬山市に住民登録がある、世帯全員が住民税均等割非課税の世帯（世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている世帯を除く）
※令和3年度実績:4,505件（対象者の91%）
 - ② 家計急変世帯
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
※令和3年度実績:3件

【事業内容】

- ・令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を「プッシュ型」で給付(令和3年度に住民税非課税の世帯であり、本給付金の支給対象となった世帯は除く)
- ・非課税世帯と同様の状況にある家計急変世帯に対しても、申請により同額を給付

【対象】

① 非課税世帯

令和4年度に世帯全員が新たに住民税均等割非課税となった世帯(世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている世帯を除く)

※令和3年度に住民税非課税の世帯であり、本給付金の支給対象となった世帯は除く

[見込]

500世帯 = 令和3年度非課税世帯4,957世帯の約1割

(次ページへ続く)

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（令和4年1月以降の収入に基づく申請）

〔見込〕

100世帯 = 令和3年度申請時見込世帯数1,000世帯の1割

【スケジュール（予定）】

① 非課税世帯

6月初旬～	対象世帯抽出、口座情報確認、 <u>*確認書準備</u>
7月上旬	対象可能性世帯に、確認書と案内チラシの発送
7月中旬～	確認書の返送を受けた分から給付金を順次支給
12月末	給付終了期限

② 家計急変世帯

6月下旬～	制度周知開始(市ホームページ、市広報、市福祉課内ふくし総合相談窓口、市社会福祉協議会生活資金貸付窓口、市役所玄関入口看板等)
8月上旬～	申請受付開始 要件の確認後、順次支給
12月末	給付終了期限

【要求額の積算内容】

《歳入》 国庫補助金 (10/10)

・子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る分）	60,000千円
・子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金	<u>14,216千円</u>
合 計	74,216千円

《歳出》

・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 10万円×（①500世帯+②100世帯）	60,000千円
・事務費（委託費・システム構築費・印刷・郵送料 等）	<u>14,216千円</u>
合 計	74,216千円

《一般会計》

○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業（生活困窮者自立支援）

補正予算要求額 13,226千円

【補正理由】

令和4年4月26日の閣僚会議において、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請受付期限が令和4年6月末から令和4年8月末までに延長することが決定されたこと及び受給者数の増加に伴い、支給見込額の増加分を補正計上するもの。

～新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とは～

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活困窮者の自立支援につなげるため、追加支援策として令和3年6月に創設されたもの。

【内容】

(支給額) 支給期間は3か月（1回まで再支給可）

単身世帯 : 月額 6万円

2人世帯 : 月額 8万円

3人以上世帯 : 月額 10万円

(対象)

社会福祉協議会で実施している「緊急小口資金」及び「総合支援資金」を終了した世帯及び貸付について不承認とされた世帯であって、以下の収入要件を満たす世帯（生活保護受給中の世帯を除く）

(収入要件)

市町村民税均等割が非課税となる収入額(月額)＋住宅扶助基準額の合計未満であること

(資産要件)

世帯預貯金の合計額が収入要件の6倍以下であること（上限100万円）

(求職活動等要件)

公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【効果】

生活困窮者自立支援金の支給手続き、相談支援、就労支援等によって、重層的に自立支援を実施することができる。受給期間終了後も生活困難な場合の生活保護との連携が円滑になる。

(次ページに続く)

【スケジュール】

申請期限： 令和4年8月末まで（申請月から3か月支給）

周 知： 市ホームページ、市広報、市福祉課内ふくし総合相談窓口（随時）、
市社会福祉協議会生活資金貸付窓口（随時）

【要求額の積算内容】

<歳出>

3 款 3 項 1 目 生活保護総務費 生活困窮者自立支援事業 1 3, 2 2 6 千円
(事務費)

11 節 通信運搬費 調査用切手代 84 円×45 件×20 機関×2 回 151, 200 円

手数料 調査用手数料 110 円×45 件×20 機関 99, 000 円

振込料 調査用振込料 110 円×45 件×3 回 14, 850 円

(事業費)

19 節 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(45 件) 12, 960, 000 円

計 13, 225, 050 円

※支給見込額の内訳

	決定済額(令和4年4月時点)	新規申請見込額	支給見込額(合計)
件数	11件	45件	56件
金額	2,300,000円	12,960,000円	15,260,000円

<歳入> 1 3, 2 2 6 千円 (補助率 10/10)

15 款 2 項 2 目 3 節 生活保護費国庫補助金

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 1 3, 2 2 6 千円

【参考】

令和3年度(昨年度)の実績

・支給件数 17件 (内、再支給 5件)

・支給済額 3,320,000円

《一般会計》

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 (子育て世帯生活支援特別給付金給付事業)

補正予算要求額 63,040千円

【事業目的】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえ、特別給付金を支給することにより生活支援を行う。

【事業内容】

1 支給対象者

■ 低所得のひとり親世帯 (児童扶養手当受給者等)

想定支給対象者 440名・児童数 660名

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方 (申請不要)
 ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (要申請)
 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 (要申請)

■ その他低所得の子育て世帯

(上記①から③以外の令和4年度分の市民税均等割が非課税 (※1) の子育て世帯)

想定支給対象者 260名・児童数 440名

- ④ 令和4年4月分の児童手当 (※2) 又は特別児童扶養手当 (※3) の受給者で、令和4年度分の市民税均等割が非課税の方 (申請不要)
 ⑤ 令和4年5月分から令和5年3月分までの児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の市民税均等割が非課税の方 (申請不要)
 ⑥ 上記④及び⑤以外の者のうち、対象児童の養育者で、以下のいずれかに該当する者 (要申請)

- ・ 令和4年度分の市民税均等割が非課税である者
 (例：高校生のみ養育世帯)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の市民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者 (家計急変者)

(次ページに続く)

2 支給対象児童

- ・平成16年4月2日から令和5年2月28日までの間に出生した児童
(18歳以下の児童)

※障害児(特別児童扶養手当対象児童等)の場合は平成14年4月2日以降に出生した20歳未満の児童等

3 支給額 児童1人あたり50,000円

【想定スケジュール】

○ 申請不要の場合

①の該当者

- | | |
|--------------|--------------|
| 令和4年6月 9日(木) | 案内通知の送付 |
| 令和4年6月13日(月) | 受給拒否届出書の受付期限 |
| 令和4年6月23日(木) | 給付金振込(予定) |

④の該当者

- | | |
|-----------|--------------|
| 令和4年7月 上旬 | 案内通知の送付 |
| 令和4年7月 中旬 | 受給拒否届出書の受付期限 |
| 令和4年7月 下旬 | 給付金振込 |

⑤の該当者・・・対象受給者に対し、随時案内通知を送付後支給

○ 申請が必要な場合

②、③、⑥の該当者・・・申請書受付審査後に随時支給

〈周知方法〉

- ・ひとり親世帯(②及び③の該当者)の受給者には、8月に実施する現況届提出案内の際、チラシを配布
- ・小中学校や子ども未来園等に在学、在園する、外国人を含む全ての児童を通じ、案内チラシを配布
- ・LINE等のSNS、広報、犬山市HPで給付金の情報提供
- ・児童手当、特別児童扶養手当の新規認定申請時に案内チラシを配布
- ・生活困窮者、住民税未申告者に案内チラシの配布及び周知
- ・フェイスブックにて、外国人向けに情報提供
- ・市内幼稚園及び保育所、児童センター、子育て支援センターなど、子育て世帯が利用する施設にポスター掲示するとともに、チラシの配布

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】

《歳入》

・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金	55,000千円
・子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費交付金	8,040千円
合 計	<u>63,040千円</u>

《歳出》

・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	<u>63,040千円</u>
----------------------	-----------------

(内訳)

職員手当（時間外勤務手当）	2,196千円
旅費	3千円
消耗品費・印刷製本費	104千円
通信運搬費	177千円
口座振込手数料・組み戻し手数料	148千円
システム構築委託料	5,412千円
子育て世帯生活支援特別給付金	55,000千円

※国の負担割合 100%

※1 市民税均等割非課税とは・・・

- ・その年の1月1日現在、生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

- ・前年の合計所得金額が、下記の金額以下の人

控除対象配偶者または扶養親族がない人：38万円

控除対象配偶者または扶養親族がある人：

28万円×家族の人数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）＋26.8万円

（参考：市民税均等割額 市民税 3,500円・県民税 2,000円）

■市民税非課税世帯モデルケース（夫の給与収入のみの世帯の場合）

世帯構成：世帯主（夫・給与収入）・妻（収入なし）・子（12歳）・子（10歳）

世帯主の収入金額・・・約209万9千円以下

※2 児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している父母等に対し支給される手当

※3 特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で養育している父母等に対し支給される手当

《債務負担行為》

○ 内部情報系システム包括的業務委託（庁舎等分）

変更後債務負担行為限度額 193,481千円

内部情報系システム包括的業務委託（学校分）

変更後債務負担行為限度額 549,123千円

【補正理由】

対象の事業は、市職員や教職員が日常的に業務で利用するパソコン等の機器、システム及びネットワーク等の導入から保守、運用支援までを含める包括的な業務委託（※下記委託業務の主な内容参照）で、平成29年9月から令和4年8月までの5年間（60か月）の現委託契約が満了することに伴い、今年度委託契約を更新する。

令和4年9月の利用開始に向けて準備を進めていたところ、当初予算計上時では予定どおりの導入を見込んでいたが、世界的な半導体不足が長期化している影響から、パソコン等機器の更新を予定した期日までに完了することが困難であることが判明した。

そのため、パソコン等機器の調達期間を十分確保することを目的として、更新する機器等の利用開始を6か月遅らせる。それに伴い、令和5年度から令和9年度の債務負担行為の限度額を増額するもの。

※委託業務の主な内容

ハードウェア、ソフトウェア、各ネットワークの保守及び運用支援。

（庁舎等分）

- ・パソコン約450台、プリンタ約20台及びサーバ3台の設置。
- ・メールやスケジュールを管理するグループウェア、オフィスソフト、情報セキュリティ対策等のソフトウェアの導入。
- ・庁舎内のネットワークの構築。

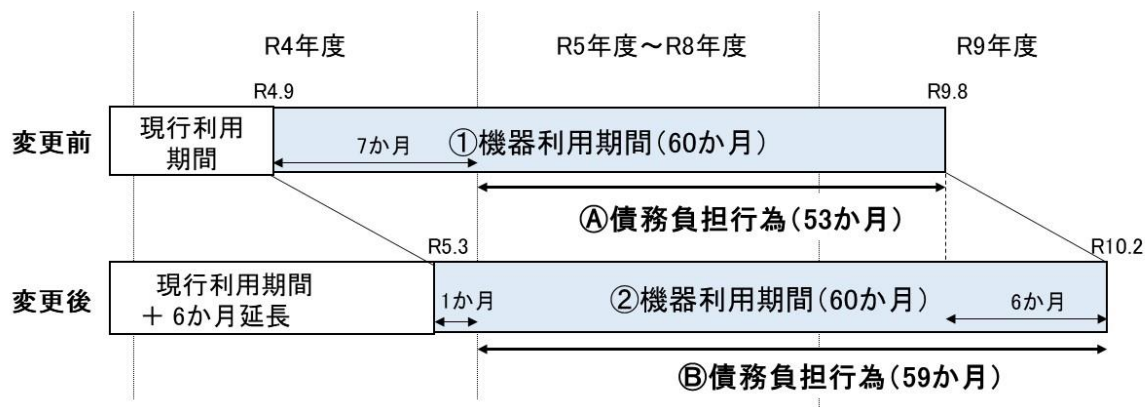
（学校分）

- ・パソコン約1,100台、プリンタ約20台及びサーバ11台の設置。
- ・児童・生徒の各種情報を管理するための校務支援システム、オフィスソフト、情報セキュリティ対策等のソフトウェアの導入。
- ・校舎内及び学校間のネットワークの構築。

（次ページに続く）

【債務負担行為の補正内容】

開始時期を6か月遅らせるため、変更前の令和5年度から令和9年度の53か月分の債務負担行為を59か月分に変更するもの。ただし、5年分（60か月）の全体事業費に変更はない。



項目	変更前	変更後	増額
機器利用期間 (支払期間)	① R4.9～R9.8(60か月)	② R5.3～R10.2(60か月)	
全体事業予算額	755,191千円	755,191千円	0円
庁舎等分	196,761千円	196,761千円	0円
学校分	558,430千円	558,430千円	0円
債務負担行為 (補正対象分)	Ⓐ R5.4～R9.8(53か月)	Ⓑ R5.4～R10.2(59か月)	
庁舎等分	173,805千円	193,481千円	19,676千円
学校分	493,280千円	549,123千円	55,843千円

※現行契約が満了した後、R4.9～R5.2の6か月間延長する業務委託については、現行契約事業者と随意契約の予定。

【効果】

パソコン調達期間を十分確保することにより、円滑な機器の更新が可能となる。

【概略スケジュール】

令和4年6月 入札
 令和4年7月 委託契約
 令和5年3月 パソコン搬入設置、ネットワーク切替
 令和10年2月 パソコン返却

◎ 一般会計補正予算（第4号）に計上した主な事業

健康福祉部 福祉課

《一般会計》

- 前年度国庫補助金返還金(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)
(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業)
補正予算要求額 53,757千円

【補正理由】

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費国庫補助金の実績報告に伴い、令和3年度分として受入済み国庫補助金の超過額を返還するため。

～住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費国庫補助金とは～

(事業内容)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対して、1世帯あたり10万円を支給するため、給付金及び事務費が国庫補助金として市に交付されるもの（補助率:国 10/10）

- ・令和3年12月に開始された令和4年12月までの**継続事業**
- ・令和4年4月26日に令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯等を追加する閣議決定がされた。

(支給対象者)

① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で犬山市に住民登録がある、世帯全員が住民税均等割非課税の世帯（世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている世帯を除く）

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【スケジュール（予定）】

- ・返還期限 令和4年9月15日
国からの請求により超過金を返還

【支給対象者への周知方法】

非課税世帯については、令和4年3月31日までにプッシュ型(確認書を郵送)において4,957世帯に通知し、その91%にあたる4,505件に支給済みである。加えて、給付金の申請期限が令和4年9月30日であるため、令和4年4月7日に、未申請の世帯に対し改めて通知をおこなった。

家計急変世帯については、市福祉課内ふくし総合相談窓口や市社会福祉協議会の生活資金貸付希望者に直接案内をおこなっているほか、市ホームページ、市広報、市役所玄関での看板の設置など、周知につとめている。 (次ページに続く)

【返還額の内容】

令和3年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金国庫補助金返還金

$$\left(\begin{array}{rcl} \text{受入済額} & \text{実績額} & \text{返還額} \\ 519,500,000 \text{ 円} & - 465,743,366 \text{ 円} & = 53,756,634 \text{ 円} \end{array} \right)$$

＜歳入＞ (円)

款-項-目	内 訳	金 額	備 考
15-2-2-1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費国庫補助金	800,000,000	R03.11議会補正
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費国庫補助金	35,000,000	
	計	835,000,000	

＜歳出＞ (円)

款-項-目	内 訳	予 算 額	R03			R04
			所要見込額 (受入済額)	実績額	精算残額 (返還額)	所要見込額 R03からの繰越明許
3-1-9	事業費(給付金)	800,000,000	504,000,000	450,800,000	53,200,000	296,000,000
	事務費	35,000,000	15,500,000	14,943,366	556,634	19,500,000
	計	835,000,000	519,500,000	465,743,366	53,756,634	315,500,000



【R03 実績額内訳】 (円)

事業費	非課税世帯 4,505件 (対象者4,957件の91%)	450,500,000
	家計急変世帯 3件	300,000
	小計	450,800,000
事務費	人件費	837,883
	需用費	531,910
	通信運搬費等	1,517,973
	派遣業務委託	3,799,770
	システム構築費	7,909,000
	機械器具借上料	346,830
	小計	14,943,366
合 計	465,743,366	

《一般会計》

○ 特定不妊治療助成事業費（生殖補助医療助成）

補正予算要求額 10,000千円

【補正理由】

子育て支援の強化、及び少子化対策の一つとして、令和4年度の当初予算で不妊に悩む市民への一般不妊治療助成を、前年度より拡充した内容で計上。（※拡充内容については末尾参照）

加えて、令和4年度より、特定不妊治療が一般不妊治療と同様に保険適用となったことで、県の特定不妊治療に対する補助がなくなり本人負担が増加する場合もあることなどから、不妊治療に対する経済的負担を軽減し、さらなる支援を進めるため、特定不妊治療（生殖補助医療）の助成制度を創設する。

【内容】

- ・ 特定不妊治療（生殖補助医療）のうち、体外受精、顕微授精、男性不妊治療など保険適用になった治療を、令和4年4月1日以降に開始した者が対象。
 - ・ 治療開始から終了までの一連の治療を1回とし、1回に必要とする自己負担分について助成する。
 - ・ 1回分の助成額は10万円または、自己負担額のいずれか低い方を上限とする。
 - ・ 助成回数については、治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は6回までの治療を対象（最高60万円）とし、治療開始時の妻の年齢が40歳以上かつ43歳未満の場合は、3回までの治療を対象（最高30万円）とする。
- ※ 保険適用回数と同様の回数を上限とする。

【要求額の積算内容】

$$100\text{千円/回} \times 100\text{件(申請件数)} = 10,000\text{千円}$$

※ 保険適用により一時的な現金負担(窓口払い)が軽減され、助成制度により個人負担も軽減されるため、申請は増加すると見込んでおり、令和2年度実績の2割程度増で計上。

〈愛知県助成の申請実績〉（助成額：上限30万円/回）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実利用組数	46組	49組	48組	70組
申請件数	74件	77件	81件	139件

※令和3年度実績については、愛知県の助成終了による駆け込み需要で一時的な増加の可能性もあるため、令和2年度実績を積算の参考値とした。

（次ページに続く）

【今後のスケジュール(予定)】

令和4年4月～ 治療開始(高額療養費申請)

令和4年6月末 助成制度の周知

令和4年9月 申請受付(4月1日治療開始分から助成対象)

【参考】

1回の体外受精または顕微授精の治療例と保険適用後の自己負担額(3割)

※治療内容、治療期間は個人により異なります。

生殖補助医療の流れ	①	②	③	④	⑤	合計
	採卵 (採精※)	体外受精・ 顕微授精	胚培養	胚凍結保存	胚移植	
3割自己負担額	9,600円 ～31,200円	12,600円 ～38,400円	13,500円 ～31,500円	15,000円 ～39,000円	22,500円 ～36,000円	73,200円～ 176,100円

※男性不妊治療(採精)を実施する場合は37,200円～73,800円

・県の補助制度廃止(保険適用)に伴う影響比較《高額療養費は世帯年収360万円で試算》

保険 増	治療費 合計	保険者負担 (7割)	高額療養費 支給額	県補助前 自己負担額	県補助 (30万上限)	自己負担額
前	244,000～ 587,000円	—	—	244,000～ 587,000円	244,000～ 300,000円	0～ 287,000円
後	244,000～ 587,000円	170,800～ 410,900円	0～ 60,900円	73,200～ 115,200円	—	73,200～ 115,200円

※たとえば、治療費合計が約24～42万円の方はこれまで県助成後の自己負担額は0～11.3万円程度であったものが、7.3～11.4万円程度の負担となる。(治療の組み合わせや所得要件などにより、自己負担が増加する分岐点は異なる。)

・上記治療の市助成制度導入後の自己負担額等《高額療養費は世帯年収360万円で試算》

項目	1回の治療期間		合計	市の助成	助成後 自己負担額
	1ヶ月目	2ヶ月目			
治療費	119,000～ 337,000円	125,000～ 250,000円	244,000～ 587,000円		
治療費の 3割相当額	35,700～ 101,100円	37,500～ 75,000円	73,200～ 176,100円		
高額療養費 支給額	0～	0～	0～		
自己負担額	35,700～ 57,600円	37,500～ 57,600円	73,200～ 115,200円	73,200～ 100,000円	0～ 15,200円

【参考】既に実施している「一般不妊治療助成」の主な拡充経緯

	平成30年度	令和元年度～3年度	令和4年度
助成額	治療費の1/2 (年間4万5千円まで)	治療費の1/2 (年間5万円まで)	治療費全額(保険適用分) (年間5万円まで)
助成期間	通算2年間まで	通算2年間まで	期間制限なし
年齢制限	妻の年齢が43歳未満	妻の年齢が43歳未満	年齢制限なし

《一般会計》

○ (仮称) 新羽黒保育園整備事業 ((仮称) 新羽黒保育園整備)

補正予算要求額 126千円

【補正理由】

子ども未来園整備10ヶ年計画に基づき、令和8年度末をもって借地契約が満了する羽黒子ども未来園と、老朽化した羽黒北子ども未来園(昭和46年建築、51年経過)を統合のうえ移設し、旧市民プール跡地に民設民営の新保育園を建設する。

本年3月末に、羽黒地区の全町内会への回覧と羽黒及び羽黒北子ども未来園在園児の保護者に統合民営化の説明会開催のお知らせをし、民設民営に関する説明会を実施したところである。

新保育園は、令和8年4月の開園を予定しており、プロポーザル方式による運営事業者の選定にあたり、プロポーザル審査委員会の委員報酬等を計上するもの。

【内容】

プロポーザル審査委員会は、3回開催することを予定しており、有識者等委員5人分の報酬、費用弁償を計上する。

【効果】

新保育園の運営事業者選定のためのプロポーザル審査委員会の開催が可能となることで、今年度末までに運営事業者を決定することができ、令和8年4月の開園に向けた事業スケジュールを進めることができる。

【概略スケジュール】

令和3年度	住民説明会(3月25日、26日開催)
令和4年度	運営事業者の募集・決定(8月~2月頃を予定)(市) 旧市民プール解体設計(市)
令和5年度	旧市民プール解体(市)
令和5~6年度	新保育園設計(運営事業者)
令和6~7年度	新保育園建設(運営事業者)
令和8年度	新保育園開園 羽黒子ども未来園解体(市)

【要求額の積算内容】

○報酬	7,200円×5人×3回=108,000円	
○費用弁償	3,000円×2人×3回=18,000円	(合計) 126,000円

《一般会計》

○ 公共施設照明器具現況調査業務委託料(環境保全事務)

補正予算要求額 4,950千円

【補正理由】

2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、市内すべての公共施設の既存照明をLED照明に取り替えるため、令和3年度に、「犬山市公共施設マネジメントに関する民間提案制度」を活用して、提案を募集。その結果、1つの提案を採用し、事業化に向けた協議を重ねて、現地調査にも着手したが、市が保有する照明器具状況の資料や関係図面が不十分で、現地と異なる等の課題があり、提案事業の事業化には至らなかった。

民間提案制度の実施を通じて把握した課題を解決するため、公共施設照明器具の現況調査が必要であるため、委託料の補正予算を計上するもの。

【内容】

公共施設のLED化に必要な情報収集を目的とした、公共施設照明器具の現況調査を実施。

調査項目は、既存照明の状況、既存照明に対応するLED照明の把握、施設ごとのLED化の事業費試算等。

【効果】

公共施設照明器具の現況調査結果が、LED化の円滑な実施並びに実施手法等を決定するための基礎資料となり、着実な公共施設のLED化を進めることができる。

【これまでの経過】

- ・R3.10～ 公共施設のLED化に関する民間提案を募集し、1つの提案を採用。
- ・R4.2 事業化に向けた協議を重ね、現地調査にも着手したが、課題が生じたため、提案事業の事業化に向けた協議を終了

【概略スケジュール(予定)】

- ・R4.5～6 「公共施設照明器具現況調査委託」の入札執行・契約
- ・R4.6～8 調査実施
- ・R4.9～10 調査結果に基づき、LED化の実施手法等を決定
- ・R5.1～ LED化着工

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】

○公共施設照明器具現況調査業務委託

・委託料 : 4,500,000円×1.1=4,950,000円

・調査対象数: 195箇所

(内訳) 市役所・出張所	4
高齢者・福祉施設	13
文化・スポーツ施設	9
消防施設	2
保健・健康施設	5
公民館・市民活動拠点施設	12
子ども未来園・幼稚園	10
小中学校	32 (校舎、体育館、運動場の別で計上)
学習等供用施設	6
児童センター・子育て関係施設	5
公園緑地	49
その他の市関連施設	48

※市ホームページ 公共施設一覧に基づき分類

《一般会計》

○ 農業委員会情報収集等業務効率化支援事業（農業委員会）

補正予算要求額 470千円

【補正理由】

農業委員会の活動支援として、国が進める「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」により全国一括調達されたタブレット端末を導入するため。

【内容】

農業委員会の農地利用最適化推進委員8名が推進委員の活動で利用するためのタブレットを導入。

タブレットには、国が用意する専用アプリ（※機能下記参照）のほか、市独自の利活用に向けた取り組みとして、推進委員活動の支援となる情報（例：農業関係の補助金情報等）を搭載して使用し、更に所有者が貸したい農地を借りたい農業者へマッチングする仕組みを構築する。

※国（アプリ）導入時に利用できる機能

- ・農地の基本情報（所在・地番、地目、面積等）の確認及び状況等（耕作状況や写真）の記録
- ・GPS機能（ナビ機能、調査ルート記録）

※国（アプリ）の今後導入予定の機能

- ・農地利用意向の登録及び見える化（地図化）
- ・農業委員会総会資料のデジタル化

【効果】

これまで農地に関する情報を持ち歩きながら現地確認することが難しかったが、タブレットを持っていくことで、農地に関する情報が現地で確認でき、その時把握した情報等が現地入力できるようになり、時間短縮等効率化に繋がる。また情報の有効活用ができることで、農業者との調整やアドバイスなど効果的な活動ができるようになる。

（次ページに続く）

【その他】

国の「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」のため、タブレットは全国一括調達され、決定した業者と各農業委員会が契約する事業となっている。利用機能（アプリ）も国で準備したものを利用することになる。

愛知県内の農業委員会において、導入台数は市町村によって判断の違い（地区数、全委員分等）はあるが、全市町村での導入が予定されている。

【概略スケジュール】

令和4年7月 納品業者、通信業者と随意契約予定

令和4年8月以降 通常の現地確認や農地パトロールでタブレット使用開始

【要求額の積算内容】

歳出 470 千円

○備品購入費

タブレット端末 Lenovo Tab K10 30,998 円×8 台=247,984 円

→ 248 千円(県補助金 補助率 10/10)

○委託料 タブレット端末有償保守単価 10,900 円×1.1×8 台=95,920 円

→ 96 千円(市単費)

○通信運搬費 データ通信料 1,210 円×8 台×9 月=87,120 円

→ 88 千円(県交付金 補助率 10/10)

○使用料 タブレット端末管理ツール利用料 4,697 円×8 台=37,576 円

→ 38 千円(県交付金 補助率 10/10)

歳入 374 千円

○農業委員会情報収集等業務効率化支援事業費県補助金 248 千円

○農地利用最適化県交付金 126 千円

◎ 下水道事業会計補正予算に計上した事業

都市整備部 整備課

《下水道事業会計》

○ 五ヶ村雨水幹線整備事業（五ヶ村雨水幹線整備）

補正予算要求額 1,000千円

【補正理由】

五ヶ村雨水幹線整備事業については、今年度及び令和5年度の2ヶ年での調整池整備完了に向けて、昨年度に引き続き用地買収を進めている。

その中で、所有者不明の土地が1筆（約70㎡）あり、用地取得をするためには、早期に不在者財産管理人を選任し、買収契約を締結する必要がある。不在者財産管理人の選任を家庭裁判所へ申立てを行うにあたり、予納金を納付する必要がある。

また、令和4年度の当該事業に対する国の防災・安全交付金の内示率が高かったため、令和5年度予定の調整池整備工事の一部を令和4年度に前倒して行い、事業の進捗を図る。

【内容】

今回の補正は、裁判所予納金及び調整池整備工事に係る経費である。補正により令和6年3月の調整池整備完了を目指す。

【効果】

調整池整備により、内水被害軽減及び放流河川への負荷を軽減し、流域水害対策を推進することができる。

【概略スケジュール】

令和4年	7月	家庭裁判所へ不在者財産管理人の選任申立て、予納金納付
	8月	調整池整備工事（第1期）仮契約
	9月	調整池整備工事（第1期）9月議会議決後契約
令和5年	3月	調整池整備工事（第1期）完了、用地取得完了
	6月	調整池整備工事（第2期）契約
令和6年	3月	調整池整備完了、供用開始

【要求額の積算内容】※下水道事業会計

（歳出） 手数料（予納金） 1,000千円

（歳入） 他会計補助金（一般会計繰入金） 1,000千円

※有形固定資産購入費（用地購入費）を21,500千円減額し、工事請負費を21,500千円増額する。

6 令和4年8月末までの主な行催事

名称等	木曾川うかい開き			
実施期間	6月1日 (水)	時間	11:00	～ 12:00
場所	木曾川河畔一帯			
担当所属	観光課			
主催	犬山市・各務原市・犬山市観光協会・各務原市観光協会			
名称等	ザンクト・ゴアルスハウゼン市友好都市提携30周年記念事業			
実施期間	6月4日 (土) ～ 6月5日 (日)	時間	10:00	～ 17:00
場所	余遊亭			
担当所属	地域協働課			
主催	犬山市			
名称等	フューチャーセッション@犬山 SEASON6			
実施期間	6月5日 (日)	時間	10:00	～ 12:00
場所	いぬやまハチ公園			
担当所属	地域協働課			
主催	犬山市			
名称等	犬山市民総合大学敬道館入学式			
実施期間	6月11日 (土)	時間	13:30	～ 15:30
場所	犬山市文化会館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	森もり広場			
実施期間	6月12日 (日)	時間	9:30	～ 12:00
場所	犬山里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	土砂災害に強い地域づくり活動			
実施期間	6月12日 (日)	時間	9:30	～ 11:30
場所	入鹿地区			
担当所属	防災交通課			
主催	犬山市			
名称等	市民フリースピーチ			
実施期間	6月13日 (月)	時間	15:30	～ 16:30
場所	犬山市役所 6階 議場			
担当所属	議事課			
主催	犬山市議会			

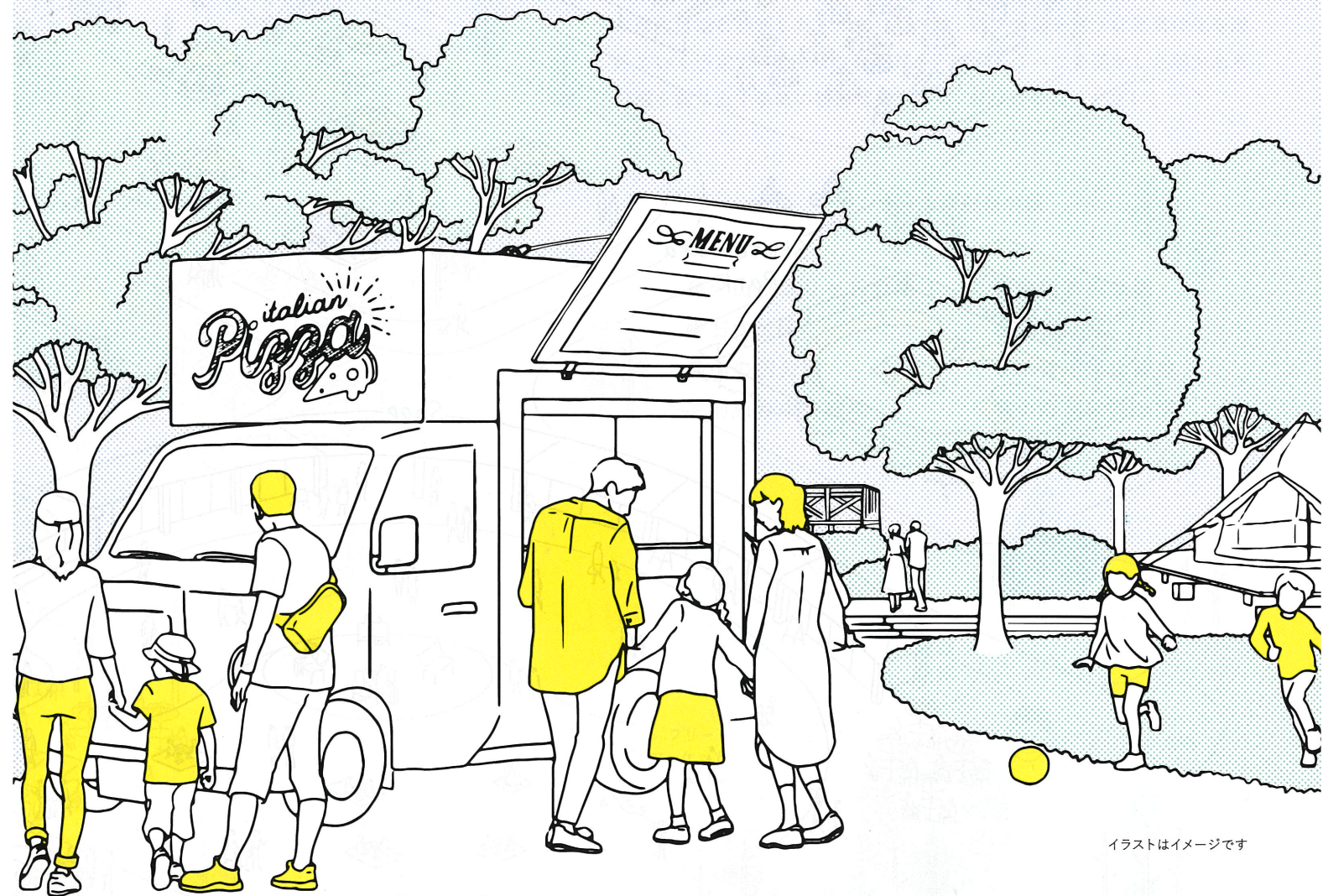
名称等	里山ウォッチング			
実施期間	6月16日 (木)	時間	9:30	～ 12:00
場所	犬山里山学センター周辺			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	昆虫教室 (トンボなど水辺の昆虫 3回/全5回)			
実施期間	6月19日 (日)	時間	10:00	～ 15:00
場所	犬山里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	いぬやま環境フェア2022			
実施期間	6月25日 (土)	時間	10:00	～ 14:30
場所	市役所			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	フューチャーセッション@犬山 SEASON6			
実施期間	7月3日 (日)	時間	10:00	～ 12:00
場所	いぬやまハチ公園			
担当所属	地域協働課			
主催	犬山市			
名称等	昆虫教室 (甲虫類 4回/全5回)			
実施期間	7月3日 (日)	時間	10:00	～ 15:00
場所	犬山里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	子ども俳句教室 (夏の回)			
実施期間	7月3日 (日)	時間	13:30	～ 15:00
場所	市立図書館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	市立図書館			
名称等	森もり広場			
実施期間	7月10日 (日)	時間	9:30	～ 12:00
場所	犬山里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			

名称等	夏の交通安全県民運動		
実施期間	7月11日 (月) ~	7月20日 (水)	
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催			
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	7月15日 (金)	時間	7:30 ~ 8:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催			
名称等	第38回犬山市もも品評会(日時は予定)		
実施期間	7月16日 (土)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	イオン扶桑店		
担当所属	産業課		
主催	犬山市果樹園芸連合会		
名称等	夏休み工作教室「古代人のアクセサリーまが玉を作ってみよう♪」		
実施期間	7月16日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	楽田ふれあい図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		
名称等	昆虫教室(まとめ 標本づくり 5回/全5回)		
実施期間	7月24日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	フードドライブ		
実施期間	7月24日 (日)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所本庁舎1階ロビー		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	図書館工作教室「親子で作るマジック用具」(小学1年生~3年生)		
実施期間	7月30日 (土)	時間	10:30 ~ 11:45
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		

名称等	図書館工作教室「親子で作るマジック用具」(小学4年生以上)		
実施期間	7月30日(土)	時間	13:30 ~ 14:45
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		
名称等	日本ライン夏まつりロングラン花火		
実施期間	8月1日(月) ~ 8月10日(水) 予定	時間	未定
場所	木曾川河畔一帯		
担当所属	観光課		
主催	日本ライン夏まつり実行委員会		
名称等	桃太郎あゆまつり		
実施期間	8月6日(土)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	桃太郎公園		
担当所属	観光課		
主催	栗栖桃太郎発展会		
名称等	小学生交流事業(日南市・丹波篠山市受入)		
実施期間	8月9日(火) ~ 8月11日(木)	時間	13:45 ~ 10:00
場所	犬山市内		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	小学生交流事業(立山町訪問)		
実施期間	8月19日(金) ~ 8月21日(日)	時間	7:40 ~ 17:10
場所	立山町内		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市(立山町)		
名称等	森もり広場		
実施期間	8月21日(日)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	絵本の世界にご招待「おひぎでえほん講座」		
実施期間	8月21日(日)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	市立図書館		

犬山市都市公園等の
魅力向上に向けた
サウンディング型市場調査

INUYAMA RePARK PROJECT



イラストはイメージです

公園のポテンシャルを発揮し賑わいを創り出すアイデアを求めます。

犬山市の約80か所の都市公園・都市緑地の中には、立地やロケーションなどに優れた施設が数多くありますが、施設老朽化や利用者の公園に求めるニーズの変化による魅力の低下など多くの課題を抱えています。そこで犬山市では「都市公園等の魅力向上」の実現の可能性を検討するため、民間事業者の皆様との対話を通じてご意見・ご提案をいただくサウンディング調査を実施します。利用促進・管理運営・再整備の3点に関し、魅力あふれる公園づくりのためのアイデア・ご意見をご提供ください。

SCHEDULE

サウンディングスケジュール

実施要領公表
2022

5.16 MON

事前説明会
2022

6.3 FRI

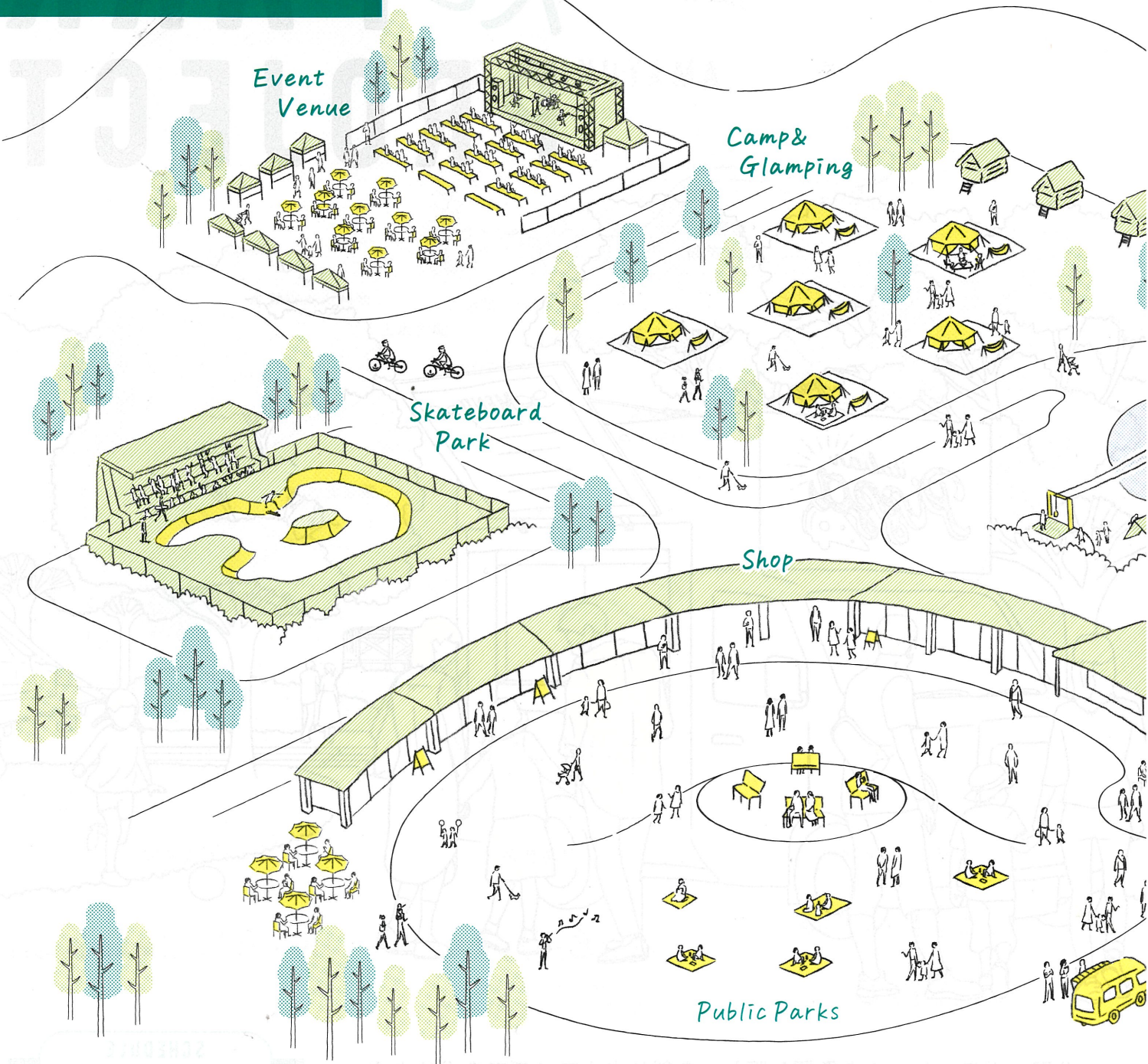
参加申し込み受付

2022

7.11 MON - 8.12 FRI

INUYAMA RePARK PROJECT

人が集い、街が元気にな 躍動感あふれる公園をつ



サウンディングの内容

POINT

1 利用促進について

地域交流・レクリエーション・スポーツ・憩いの場としてにぎわいを創出する

POINT

2 管理運営について

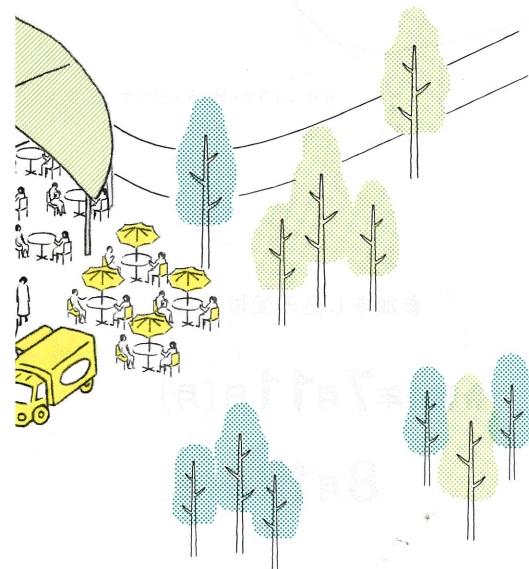
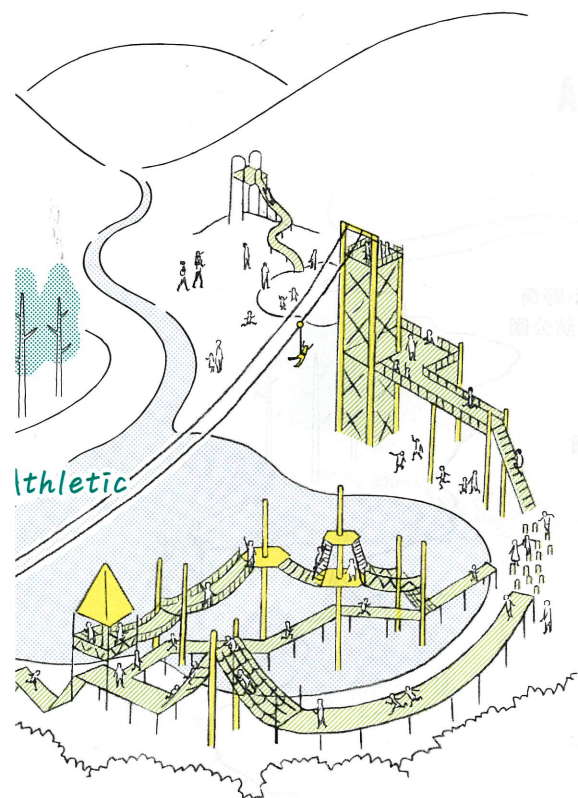
公園の維持管理と運営を一体的に行うことで、利用者サービスの向上を図る

る。
くろう。

民間のノウハウを活かした 事業アイデアを募集します。

今回の調査にあたり抽出した、官民連携を行うことで魅力が向上する可能性が高い以下の8公園をサウンディング調査の対象とします。利用促進・管理運営・再整備の3点の中から、1つ以上の事項を対象にご意見をお聞かせください。提案内容は、提案者自らが主体となって実施し、公園に魅力向上に資する事業に限り、既存の公園利用者や周辺住民に理解が得られるなどプラス効果が期待できるものとします。

サウンディング調査の結果をもとに、公園別の魅力向上のマネジメントプランや官民連携による公園の再整備・管理運営事業計画等を検討し、事業化可能と判断したものについては、順次公募を行うなど具体化を進めていく予定です。民間の事業アイデアやノウハウを活かした魅力ある公園を創り出す事業の検討進展のため、ぜひご参加ください。



イラストはイメージです

サウンディング対象公園

- 犬山ひばりヶ丘公園
- 内田防災公園
- 石作公園
- 上坂公園
- 山の田公園
- 木曾川犬山緑地
- 前原台中央緑地
- 小野洞砂防公園

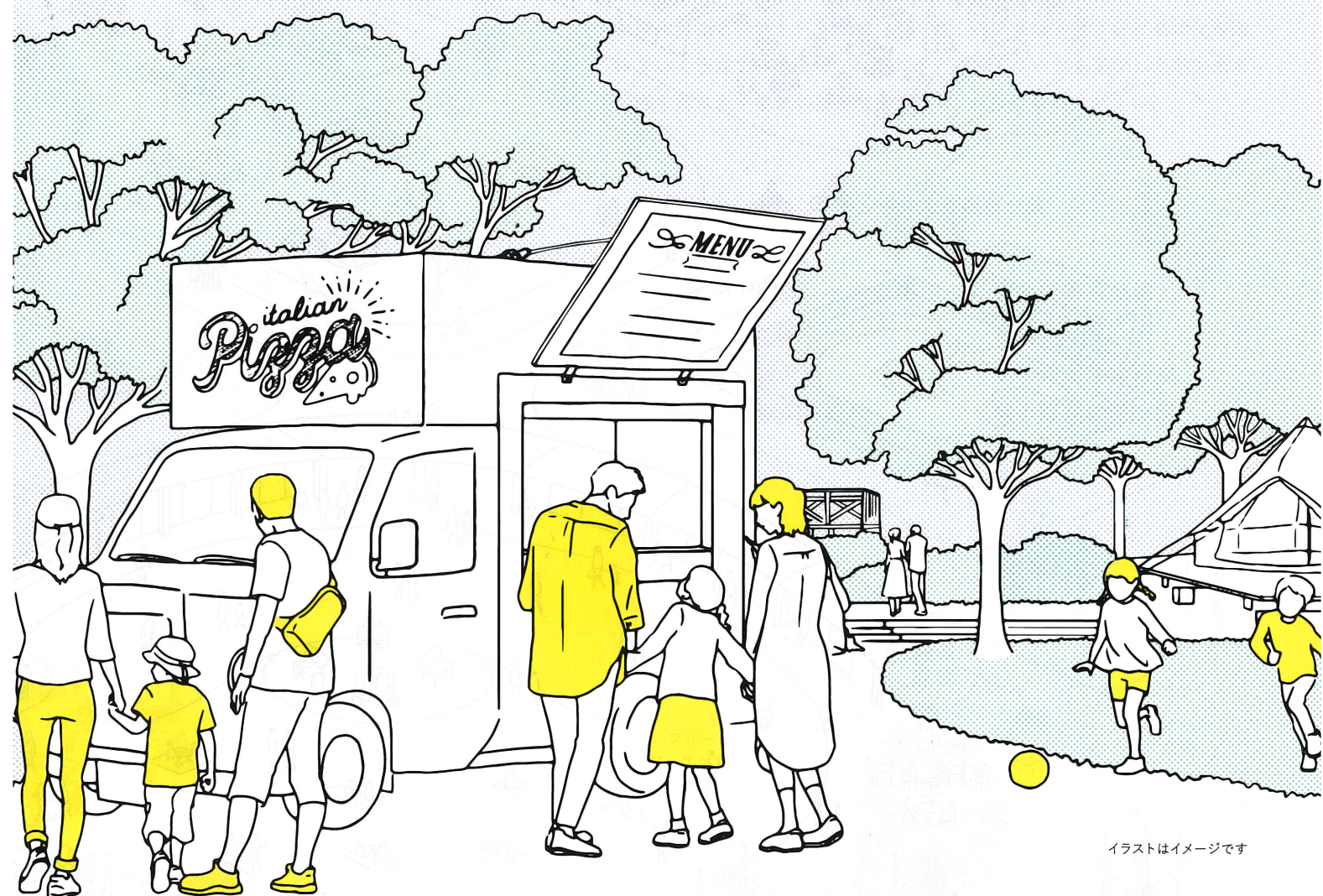


再整備について

老朽化した施設の撤去、更新等により
利用機能の向上を図る

犬山市都市公園等の
魅力向上に向けた
サウンディング型市場調査

INUYAMA RePARK PROJECT



イラストはイメージです

公園のポテンシャルを発揮し賑わいを創り出すアイデアを求めます。

犬山市の約80か所の都市公園・都市緑地の中には、立地やロケーションなどに優れた施設が数多くありますが、施設老朽化や利用者の公園に求めるニーズの変化による魅力の低下など多くの課題を抱えています。そこで犬山市では「都市公園等の魅力向上」の実現の可能性を検討するため、民間事業者の皆様との対話を通じてご意見・ご提案をいただくサウンディング調査を実施します。利用促進・管理運営・再整備の3点に関し、魅力あふれる公園づくりのためのアイデア・ご意見をご提供ください。

SCHEDULE

サウンディングスケジュール

実施要領公表
2022

5.16 MON

事前説明会
2022

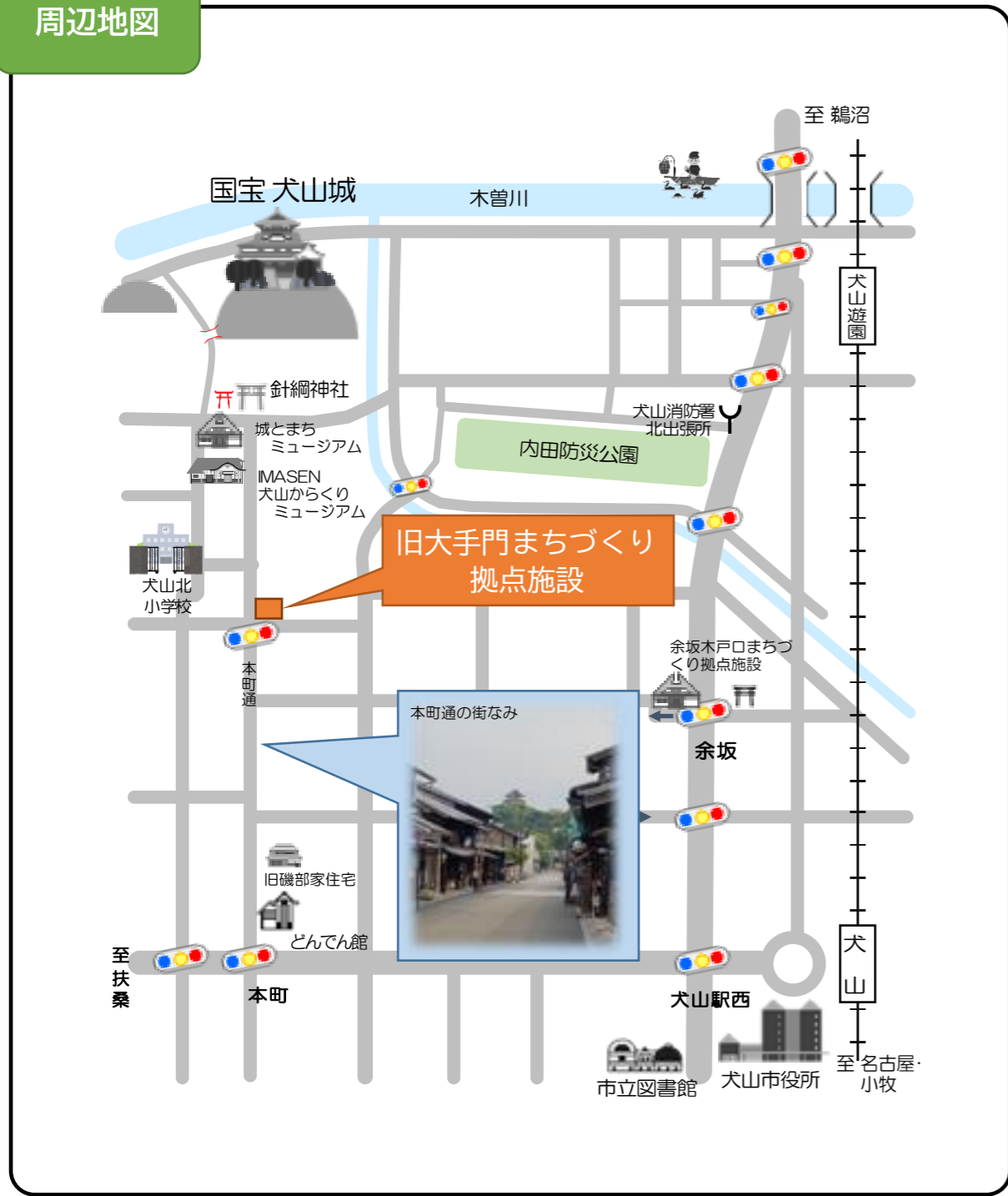
6.3 FRI

参加申し込み受付

2022

7.11 MON - 8.12 FRI

周辺地図



本募集についてのご不明な点は下記までお問合せください

犬山市 民間提案

検索

愛知県犬山市役所 市民部 地域協働課
愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地 犬山市役所本庁舎 3 階

TEL 0568-44-0349 FAX 0568-44-0367

E-MAIL 010410@city.inuyama.lg.jp

時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く) 担当 西山・佐藤



実施要項等の
詳細はこちら

国宝犬山城の

城 下 町

にたたく

旧大手門まちづくり拠点施設を
店舗等で利用いただける事業者を
募集しています



旧大手門まちづくり拠点施設



施設周辺の様子

事業スケジュール

提案募集期間

令和 4 年
5 月 2 日(月)-8 月 31 日(水)

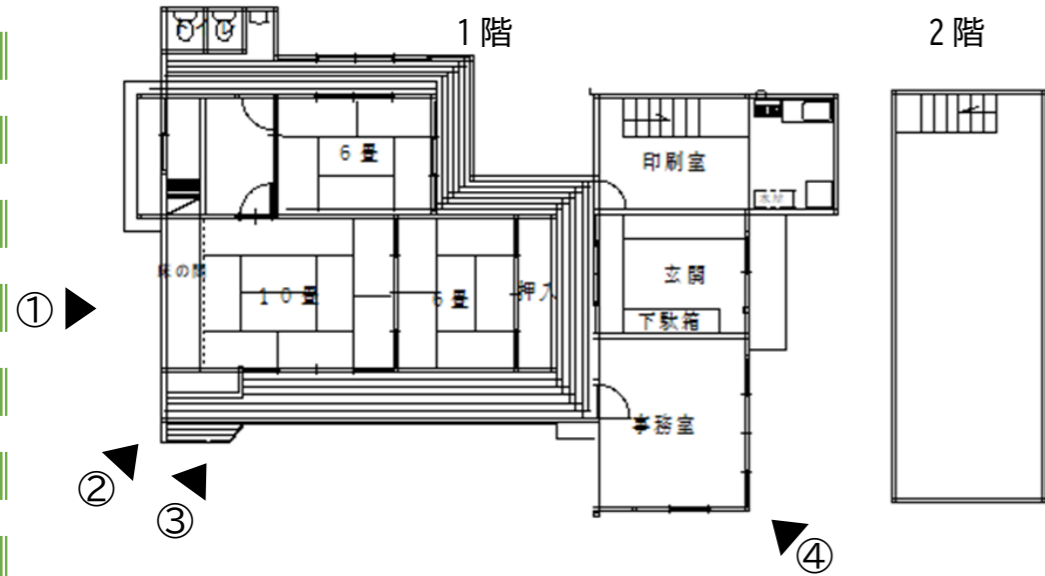
採択決定

令和 4 年 10 月

事業化

令和 4 年 11 月~

施設のご案内



所在地：犬山市大字犬山字北古券甲 98 番地 1

敷地面積：428.63 m²

建物面積：1階 124.73 m² 2階 36.18 m² 計 160.91 m²

構造：木造 2階建

市が所有する未利用施設を活用いただける民間事業者を募集しています。

城下町の本町通り沿いに位置する立地を生かし、民間の自由な発想で、飲食店やアンテナショップ[®] etc. まちのにぎわい創出につなげるため、「旧大手門まちづくり拠点施設」を民間事業者へ貸し出します。



施設から北側の風景



施設から南側の風景

提案の POINT

1 犬山城下町のにぎわい創出

国宝犬山城の城下町にある施設であることを認識し、まちがさらににぎわうような事業の提案

2 周辺環境への適合

城下町の景観に適した雰囲気となるような建物の改修内容

3 独自の発想や工夫

他にないアイデアやノウハウがあり、市が行うことが難しい民間ならではの事業提案

提案における主な条件等

- ・施設の敷地全体が文化財保護法に基づく史跡指定の候補地のため、建物の改修について事前協議が必要
- ・施設の耐震強度不足が判明しているため、耐震補強が必要
- ・提案内容や改修工事等によって、景観条例、消防法等に基づく指導や規制がかかる場合があるため、関係各所と事前に協議が必要。

「サウンディング」

×

「野活」

やかつ

犬山市の北部に位置し、西側には木曾川が流れ、東側には山があり、自然を身近に感じられる広々とした開放的な施設「野活」（犬山市野外活動センター）

そんな「野活」の更なる魅力向上に向け、サウンディング型市場調査を実施します。是非とも、民間事業者様のアイデア・ご意見をお聞かせください。

2022

8/17

(水)

申込締め切り

～スケジュール～

- 募集開始
5/31(火)
- 事前説明会
6/16(木)
- 参加申込受付
7/19(火)～8/17(水)

【お問い合わせ】 愛知県犬山市役所 教育部 文化スポーツ課 スポーツ担当
TEL 0568-44-0353 FAX 0568-44-0372
E-mail 070300@city.inuyama.lg.jp
時間 8:30～17:15(土日祝を除く)

サウンディング
に関する内容に
ついてはこちら
から





犬山市野外活動センター（野活）の魅力向上に向けた サウンディング型市場調査を実施

犬山市では、犬山市野外活動センターの魅力向上を目的としたサウンディング型市場調査を実施します。民間事業ならではの柔軟性や先進的なご提案を期待しています。

【調査の経緯】

開所して約26年が経過し、既存の施設構造による活用への様々な制限、利用ニーズの変化、利用者の固定化など多くの問題を抱えています。

これらの問題と向き合い、野活のさらなる魅力向上の実現を目指すため、民間事業者の皆様のアイデア、ご意見を募集します。

本調査で民間事業者様と対話を行い、調査の結果から、実現可能と判断したご提案については順次公募を行うなどの具体化を進めていく予定です。

【施設の概要】

所在地	犬山市大字栗栖字垣ノ内 181 番地		
面積	建物等敷地部分	1,369.03 m ²	(管理棟・炊事場・駐車場)
	芝生広場分	8,800.00 m ²	(河川占有地)
	キャンプ広場分	2,233.90 m ²	(河川占有地)

【スケジュール】

令和4年5月31日（火）：実施要領の公表

令和4年7月19日（火）：サウンディング参加申し込み受付（～8月17日）

令和4年9月 5日（月）：サウンディングの実施（～9月9日）

令和4年9月中 : 実施結果（概要）の公表

【調査において市が求める2つのポイント】

- ・更なる利活用…地域の拠点の1つとして、スポーツ、レクリエーション、地域の憩いの場など、幅広い利活用方法
- ・再 整 備…施設の老朽化対策や利便性向上を図るための整備方法

【この件に対するお問い合わせ】

犬山市役所 教育委員会 文化スポーツ課
電話：0568-44-0353

後藤・梅田・佐野
FAX：0568-44-0372